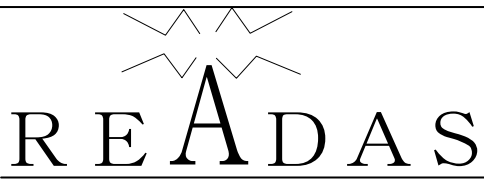


第 4380 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年12月7日 水曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 東日本大震災後に取得した土地等

Q：東日本大震災後に相続等により取得した土地等の評価は、どのようにするのですか？

A：次のように評価します。

【解説】

平成23年3月11日から平成23年12月31日までの間に相続等又は贈与により取得した土地等は次のように評価します。

① 指定地域内にある土地等

平成23年分の路線価及び評価倍率に「調整率」を乗じて計算します。

② 指定区域外にある土地等

平成23年分の路線価及び評価倍率により計算します。

更に、被害の区分に応じて、次のように評価することが認められます。

① 地割れなどが生じている場合

原状回復費用相当額（原状回復費用の見積額の80%相当額又は市街地農地等の評価に係る宅地造成費相当額から算定した金額）をその土地等の価額から控除することができます。

② 津波などにより水没している場合

海面下に没した場合（その状態が一時的なものである場合を除く）の土地等は、評価しません。

③ 液状化現象が見られる場合

家屋が傾くなどの被害が生じた場合は、原則として、家屋の価額から減額します。また、庭の陥没などの被害が生じた場合は、その原状回復費用相当額をその土地等の価額から控除することができます。

